

山口県報

平成26年
11月28日
(金曜日)

目次

○告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定 (廃棄物・リサイクル対策課)……………一

道路の区域の変更 (道路整備課)……………一

道路の供用の開始 (道路整備課)……………二

土砂災害警戒区域の指定の解除 (二件) (砂防課)……………二

土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)……………二

土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (二件) (砂防課)……………三

土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)……………三

道路の位置の指定 (建築指導課)……………四

○公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課)……………四

公共測量の実施 (監理課)……………四

河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法 (河川課)……………五

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)……………五



山口県告示第三百八十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号) 第十五条の十七第一項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成二十六年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定区域

山口市佐山字浜附三 二四九四番一のうち別図に示す区域

二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第百三十三号) 第十三条の二第一号に規定する埋立地

(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県山口環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

山口県告示第三百八十四号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 一般国道
路線名 四九〇号
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
	新	旧			
萩市大字山田字奈目良二の三地先から同市大字明木字見定荷おろし一〇二九の一地先まで	最狭 九八・八	最狭 九四・九	三三八・〇	三〇一・八	道路改良工事の完了による。

山口県告示第三百八十五号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

山口県知事 村岡 副政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 四九〇号	萩市大字山田字奈目良二の三地先から 同市大字明木字見定荷おろし一〇二九の一地先まで	平成二十六年十一 月二十九日

山口県告示第三百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十一年山口県告示第三百十五号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十六年十一月二十八日

山口県知事 村岡 副政

- 一 解除に係る区域の名称
陶(→)(7)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 解除に係る区域の名称
小郡下郷(二)(6)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第二百二十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十六年十一月二十八日

山口県知事 村岡 副政

- 一 解除に係る区域の名称
大内御堀(→)(26)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十六年十一月二十八日

山口県知事 村岡 副政

- 一 区域の名称
大内御堀(→)(26)、陶(→)(7)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称
小郡下郷(二)(6)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十一年山口県告示第三百十六号)により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

平成二十六年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称
陶(一)(7)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る区域の名称
小郡下郷(二)(6)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第二百二十九号)により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

平成二十六年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称
大内御堀(一)(26)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十六年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称
大内御堀(一)(26)、陶(一)(7)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称
小郡下郷(二)(6)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
熊毛郡田布施町大字波野字由免二九九の一五	六・〇	五六・一	平成二六、 一一、一九



(三八九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十七年一月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 あゆみの会

代表者の氏名 中元 稔

主たる事務所の所在地 山陽小野田市日の出三丁目七番一五号

三 定款に記載された目的

障がい者が自立できる地域社会づくりを目指し、生産活動の機会の提供、就労に向けた教育及びデイサービスを行うことにより、障がい者及び地域社会の保健・福祉に寄与すること。

(三九〇) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十六年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

二 作業の地域

三 山口市及び防府市
作業の期間

平成二十六年十一月二十日から平成二十七年三月十六日まで

(三九一) 河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、次のとおり堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立しました。
その関係図書は、山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成二十六年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 河川の名称

島田川水系島田川

二 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

三 河川管理施設の位置

光市三井八丁目四六五番九地先から同市同町四七二番五地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 光市長 市川 照

光市中央六丁目一番一号

五 管理の内容

(一) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(二) 路肩に接する法面^{のり}で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持

六 管理の期間
(三) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

平成二十六年十一月十七日から道路の存続する日まで

(三九二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十六年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市南花岡三丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市北斗町六番一〇号

株式会社朋友商事

平成二十六年十二月二十八日印刷

発行人所

山口県知事